

佐賀県道路交通法施行細則及び取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

佐賀県公安委員会委員長 岸川美和子

## 佐賀県公安委員会規則第8号

### 佐賀県道路交通法施行細則及び取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 (佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

**第1条** 佐賀県道路交通法施行細則(昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(車両の通行禁止の規制及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両)	(車両の通行禁止の規制及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両)
<b>第4条の3</b> 法第4条第2項の規定により、車両の通行禁止の規制(一方通行を除く。)及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車標章(様式第1号の4)(以下この条において「標章」という。)を <u>掲出</u> しているもの ア～ケ 略 2～4 略 5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 標章は、車両の前面の見やすい箇所に <u>掲出</u> すること。 6～9 略 (駐車禁止の規制の対象から除く車両)	<b>第4条の3</b> 法第4条第2項の規定により、車両の通行禁止の規制(一方通行を除く。)及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車標章(様式第1号の4)(以下この条において「標章」という。)を <u>掲示</u> しているもの ア～ケ 略 2～4 略 5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 標章は、 <u>その交付申請に係る</u> 車両の前面の見やすい箇所に <u>掲示</u> すること。 6～9 略 (駐車禁止の規制の対象から除く車両)
<b>第4条の6</b> 法第4条第2項の規定により、駐車禁止の規制の対象から除く車両は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略	<b>第4条の6</b> 法第4条第2項の規定により、駐車禁止の規制の対象から除く車両は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略

改正前	改正後
(3) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車標章（様式第1号の6）を <u>掲出</u> しているもの ア～エ 略	(3) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車標章（様式第1号の6）を <u>掲示</u> しているもの ア～エ 略
(4) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車標章（他の都道府県公安委員会により交付を受けたものを含む。）を <u>掲出</u> しているもの（才にあっては、昼間（日の出から日没までをいう。）に使用中の車両に限る。） ア～カ 略	(4) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車標章（他の都道府県公安委員会により交付を受けたものを含む。）を <u>掲示</u> しているもの（才にあっては、昼間（日の出から日没までをいう。）に使用中の車両に限る。） ア～カ 略
2～4 略	2～4 略
5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1)・(2) 略	5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1)・(2) 略
(3) 標章は、車両の前面の見やすい箇所に <u>掲出</u> すること。	(3) 標章は、 <u>その交付申請に係る</u> 車両の前面の見やすい箇所に <u>掲示</u> すること。
6～8 略 (署長が行う駐車許可)	6～8 略 (署長が行う駐車許可)
<b>第7条</b> 略	<b>第7条</b> 略
2～4 略	2～4 略
5 第3項の許可は、駐車許可証（様式第3号）（ <u>次項から第9項まで</u> において「許可証」という。）を交付して行うものとする。	5 第3項の許可は、駐車許可証（様式第3号）（以下本条において「許可証」という。）を交付（ <u>電磁的記録の交付を含む。</u> ）して行うものとする。
	6 前項の許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合に、当該許可証に係る電磁的記録の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該許可証の複製を作成するときであって、当該複製が当該許可証に係る電磁的記録の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくはその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるとき又は当該許可書に係る電磁的記録を複製した書面を作成

改正前	改正後
<p><u>6</u> 許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車している間、<u>その許可証を車両前面の見やすい箇所に掲出しておかなければならぬ。</u></p>	<p><u>するときを除き、当該許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。</u></p>
<p><u>7</u>・<u>8</u> 略</p>	<p><u>7</u> 許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車している間、<u>当該許可証（前項に規定する場合にあっては、当該許可証に係る電磁的記録を電子計算機の映像面、画面その他のものに表示したもの）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しておかなければならぬ。</u></p>
<p><u>9</u> 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該許可証を廃棄しなければならぬ。</p>	<p><u>8</u>・<u>9</u> 略</p>
<p><u>10</u> 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該許可証（<u>第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証</u>）を廃棄（<u>第6項に規定する場合にあっては、当該許可証に係る電磁的記録の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から当該許可証に係る電磁的記録（複製したものを含む。）を消去し、許可証に係る電磁的記録を複製した書面を廃棄</u>）しなければならぬ。</p>	<p><u>10</u> 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該許可証（<u>第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証</u>）を廃棄（<u>第6項に規定する場合にあっては、当該許可証に係る電磁的記録の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から当該許可証に係る電磁的記録（複製したものを含む。）を消去し、許可証に係る電磁的記録を複製した書面を廃棄</u>）しなければならぬ。</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>

様式第4号の2及び様式第4号の3を次のように改める。

## 様式第4号の2（第11条の2関係）

※ 整理番号

### (新規・変更)

## 安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

安全運転管理者を選任、解任  
届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更  
お届けします。

① 届出者の氏名又は法人の

名称及び代表者の氏名

一

### 住 所

(電話)

② 選任年月日	年 月 日			⑨ 名 称 使 用 位 置 の 本 抱	(ふりがな)																	
③ 安全運転管理者 氏名	(ふりがな)																					
資 格 要 件	生年月日		大昭年月日(歳)																			
	(年齢)		平																			
	運転の管理経験				3																	
	1 2年以上		2 公安委員会の教習修了者 で1年以上			公安委員会の認定																
⑤ 職務上の地位	1 使用者				2 課長以上			3 係長														
	4 主任				5 その他( )																	
	免許の種類																					
⑥ 安全運転管理者 が運転免許を 持っている場合	免許年月日			・・・・・																		
	免許証等番号																					
	勤務			日勤 隔日																		
⑦ 安全運転管理者 の勤務の態様	副安全運転			その他( )																		
	管理者の有無			あり(名)なし																		
⑧ ( 安 全 運 転 管 理 者 の 経 歴 )	勤務期間	勤務所名		職務上の地位	業務内容		⑩ 使 用 の 本 抱 に お け る 自 動 車 台 数 ・ 運 転 者 数	⑪ 免 許 種 別 ・ 運 転 者 数														
自	・							⑫ 解 任 年 月 日														
至	・							年 月 日														
自	・							⑬ 管 理 者 名														
至	・							安 理 全 者 運 転 事 由														
自	・							⑭ 解 任 1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 6 その他( )														
至	・																					
自	・																					
至	・																					

備 者

### 様式第4号の3（第11条の2関係）

※ 整理番号

(新規・変更)

## 副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

副安全運転管理者を選任、解任  
届出記載事項(①・③・⑤・⑨)を変更 } したので  
お届けします。

① 届出者の氏名又は法人の

名称及び代表者の氏名

二

## 住 所

(電話

## 備 考

様式第9号の7から様式第9号の10までを次のように改める。

様式第9号の7 (第24条の5関係)

運転経歴証明書記載事項変更届			
		年 月 日	
佐賀県公安委員会 殿		(フリガナ) 届出者の氏名	
申請者記載欄	新住所	連絡先 (電話番号)	
	旧住所	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
	(フリガナ) 新氏名		
	(フリガナ) 旧氏名	保有形態	経歴・マイナ・2枚
	運転経歴証明書の番号		
	運転経歴情報記録番号	第 号	確認書類(提示又は提出) ・個人番号カード ※効力の有無 ・郵便物 ・その他( )
運転経歴証明書複写欄			

様式第9号の8 (第24条の6関係)

運転歴証明書再交付等申請書																					
佐賀県公安委員会 殿																					
申 請 者	フリガナ				生年 月 日	大正・昭和・平成 年月日				<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>写真添付欄 30ミリ 24ミリ</p>											
	氏名					( )															
	住所					—															
再 交 付 前 経 歴 証 明 書	運転歴証明書 の番号		<input type="text"/>																		
	運転歴情報記録 の番号		<input type="text"/>																		
	生年月日		大正	昭和	平成	年	月	日													
	免許の 種類		大 型	中 型	準 通	普 特	大 自 二	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引				
取消年月日			年月日										手数料								
取消(管理)番号			年・第号																		
保有形態			→										再交付理由								
再交付・運転歴証明書			暗証番号										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; text-align: center; padding: 2px;">1</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center; padding: 2px;">3</td> </tr> <tr> <td style="width: 33.33%; text-align: center; padding: 2px;">破汚 損れ</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center; padding: 2px;">紛失</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center; padding: 2px;">その他</td> </tr> </table>			1	2	3	破汚 損れ	紛失	その他
1	2	3																			
破汚 損れ	紛失	その他																			
交付年月日			年月日										この欄に佐賀県収入証紙を並べて貼り付けてください。								
番号等			年・第号										<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin-bottom: 5px;"></div>								
記載事項変更の有無																					
経歴証データ印字部分																					

様式第9号の9 (第24条の8関係)

運転経歴証明書返納届			
		年 月 日	
佐賀県公安委員会 殿		届出者	
フリガナ		生年 月日	年 月 日
氏名			
住所			
記載事項変更	有 • 無		
現に受けている運転経歴証明書			

様式第9号の10 (第24条の9関係)

運転経歴情報抹消届		
年 月 日		
佐賀県公安委員会 殿	届出者	
フリガナ		生年 月日
氏 名		年 月 日生
住 所		
記載事項変更	有 ・ 無	
経歴情報記録年月日		
経歴情報記録の番号	第 号	記録等公安委員会
経歴情報		

(取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正)

**第2条** 取消処分者講習の実施に関する規則（平成2年佐賀県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第6条関係)

取消処分者講習受講申請書		
年 月 日		
佐賀県公安委員会 殿		
(フリガナ) 氏名・生年月日		年 月 日生
本籍(国籍)		
住所		
希望する講習の区分	四輪　大型二輪　普通二輪　原付	
仮運転免許証の有無		
仮運転免許証を発行している公安委員会	公安委員会	
仮運転免許証の番号		
佐賀県収入証紙貼付欄	公安委員会の実施する取消処分者講習を受講しようとする方は、この欄に佐賀県収入証紙を並べて貼り付けてください。	

## 附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。